

消防職員向け VR 訓練システム開発業務委託

仕様書

令和 8 年度
大阪市消防局

仕 様 書

本仕様書は、大阪市消防局（以下「当局」という。）が委託する次の業務について適用する。

1 案件名称

消防職員向け VR 訓練システム開発業務委託

2 業務の目的

本業務は、消防職員の危険予知能力等の向上を目的として、VR 技術を活用した訓練システムの開発・導入を委託するものである。通常の訓練では体験が困難な危険な状況を、360° の三次元 CG 映像により再現し、職員が安全に疑似体験できる環境を整備することで、火災に関連する各研修・各訓練の効果向上につなげる。

3 消防職員向け VR 訓練システムの概要

- (1) VR ゴーグルを活用して、通常の訓練では体験できない危険な状況（バックドラフト等の急激な延焼拡大、退路遮断等）を安全に体験するもの。
- (2) VR 技術にてリアルに再現された仮想空間に入る、実際に選択や操作をしながら、行動の結果や注意点などを体系的に学ぶことが可能。
- (3) コンテンツ内容として、以下のようなものを想定している。ただし、十分に効果的な代替案又は追加案があれば、事業担当と協議の上で変更可能。なお、想定する災害は火災事案とする。

ア 危険現象体験モード：災害現場で発生する危険な各種現象を、複数の現場ケースで体験するモード

イ 災害状況把握モード：VR 空間内で消火活動などの複雑なアクションを行わず、燃焼建物外観及び建物内部を自由に移動して災害状況を観察し、危険を予測・認識する能力を養うことに特化したモード。複数の前提条件と災害状況を組み合わせて構築する。

ウ 活動対比モード：複数の活動事例について、「改善が必要な活動」と「模範的な活動」を比較しながら学習するモード。

4 業務の履行期間

契約締結日から令和9年3月17日（水）

5 履行場所

(1) コンテンツ開発

受注者の事務所所在地その他受注者が合理的に指定する場所とする。受注者は履行場所を指定・変更する場合、事前に発注者へ通知する。

(2) 定例打合せ

当局が指定する場所とする。

6 スケジュール

想定スケジュールは以下のとおりである。

内容	R8/9	R8/10	R8/11	R8/12	R9/1	R9/2	R9/3
コンテンツ内容調整・制作・評価・修正	■						
受入テスト						■	
納入・使用方法説明							■

7 業務内容

(1) VR コンテンツ作成 (3つ以上のモード (危険現象体験モード、災害状況把握モード、活動対比モード等) を体験可能なコンテンツを制作すること。以下は例示であり、事業担当との協議により決定する。)

ア 危険現象体験モード

(ア) 視聴型でさまざまな危険状況を体験するもの。

(イ) 消防隊員目線で進行し、VR ゴーグルにより 360° 視点を変更しながら状況を確認できること。

(ウ) 危険な状況は、①フラッシュオーバー②バックドラフト③退路遮断等の3事象以上とし、それぞれについて2パターン以上作成するものとする。

(エ) (ウ) のコンテンツに加え、当局が提供する資料等をもとに当局の指定するRC建物の火災現場の再現コンテンツを作成することとし、本コンテンツはVR ゴーグルを装着せずに視聴できる動画コンテンツとしても納入すること。

(オ) (ウ) のコンテンツ時間は30秒～120秒を目安とし、(エ) のコンテンツ時間は120秒～300秒を目安とする。

【コンテンツ一覧 (例)】

No.	カテゴリ	コンテンツ名	概要
1	急激な燃焼拡大	フラッシュオーバー (住宅居室)	住宅居室内で天井付近の可燃性ガスが一斉引火する状況を体験
2	急激な燃焼拡大	フラッシュオーバー (雑居ビル)	雑居ビルでのフラッシュオーバーを体験
3	急激な燃焼拡大	フラッシュオーバー (コンテナ内)	移動式濃煙熱気実火災訓練装置内でのフラッシュオーバーを体験
4	急激な燃焼	バックドラフト (ド	密閉された室内へのドア開放時に発生する爆発的燃

	拡大	ア開放時)	焼を体験
5	急激な燃焼 拡大	バックドラフト（窓 破損時）	窓の破損により外気が流入し発生するバックドラフトを体験
6	急激な燃焼 拡大	バックドラフト（コ ンテナ内）	移動式濃煙熱気実火災訓練装置の出入り口を開放した際のバックドラフトを体験
7	退路関連	退路遮断（天井崩落）	活動中に天井が崩落し退出経路が遮断される状況を体験
8	退路関連	退路遮断（急激な延 焼拡大）	退出経路方向への火勢の急拡大により退路が遮断される状況
9	退路関連	退路見失い（濃煙環 境）	濃煙によりほぼ無視界となり退出経路を見失う状況
10	その他	その他	燃焼中のRC建物内部に取り残され、濃煙熱気の中脱出困難となる状況等

【機能要件】

No.	要件
1	コンテンツは 360° 全天球映像として再生すること
2	ユーザーは頭部の回転により自由に視点を変更できること（3DoF 以上）
3	コントローラ操作は不要とし、視聴に集中できる設計とすること
4	各コンテンツの開始前に、危険現象の名称・概要説明をテキスト及びナレーションで表示すること

イ 災害状況把握モード

(ア) VR 空間内で消火活動などの複雑なアクションを行わず、燃焼建物の外観及び建物内部を移動して災害状況を観察し、危険を予測・認識する能力を養うことに特化したモード。シナリオは自動で進行しない。

(イ) 想定被災建物は2種類以上（一般住宅、雑居ビル等）を作成し、それぞれについて2パターン以上（火災初期、火災中期等）を作成する。コントローラを用いて建物内を自由に移動できる仕様とすること。

【災害状況把握モード進行フロー（例）】

	画面/状態	内容	説明
1	シチュエーシ	建物・燃焼状	一般住宅か雑居ビルを選択し、その後火災初期か火災中

	ョン選択	況選択	期かを選択
2	状況説明	ブリーフィング	建物や災害の概要、体験者がどのような立場で出場しているか等をナレーション及びテキストで提示
3	空間探索	自由移動	建物周囲及び建物内を自由に移動して状況観察。火災初期・火災中期それぞれに応じた災害状況を再現する
4	一時停止/対話	講師介入	講師が映像を一時停止し、受講者へ問いかけを行う（外部モニターのミラーリング機能を活用）
5	探索再開/危険指摘	判断行動	受講者が危険箇所を指摘、取るべき行動等を発表
6	振り返り	ディスカッション	観察結果に基づき、退路確保・他隊連携・行動影響等について講師や他の体験者等と振り返りを実施

【機能要件】

No.	要件
1	コントローラ又はハンドトラッキングを用いて建物内を自由に移動できる仕様とすること
2	2以上の想定建物を用意し、それぞれについて火災初期状態と火災中期状態の状況等を再現すること
3	消火活動等の複雑なアクション操作は不要とし、移動・観察に特化した設計とすること

ウ 活動対比モード（2コンテンツ以上）

（ア）複数の活動事例について、「改善が必要な活動」と「模範的な活動」を比較しながら学習するモード。「改善が必要な活動」については、どういった改善が必要かについてのフィードバックを、ナレーションおよびテキストで行うものとする。

（イ）活動事例については、「燃焼室内への進入要領」、「排煙のための放水」を含む2コンテンツ以上を作成する。

（ウ）1つのコンテンツ時間は60秒～180秒を目安とする。

【コンテンツ一覧（例）】

No.	コンテンツ名	概要
1	燃焼室内への進入要領	要改善活動：燃焼室前に到着すると同時に扉を開放、室内への放水開始を行い、周辺に煙が拡散する。 模範的活動：燃焼室前に到着すれば熱画像直視装置により扉の温度確認、消火隊のホースへの通水確認実施。ゆっくりと扉を開放し、低い姿勢で煙の滞留状況（中性

		帯)を確認、室内の数m先まで見通せる状況を表示。
2	排煙のための放水	内廊下式共同住宅1室の火災想定。 要改善活動：廊下において、目的なく四方に放水することにより、煙が内廊下部分に滞留する。 模範的活動：廊下において、屋外に面した窓を開放し、燃焼室前付近から開放窓に向けて噴霧放水することで、屋外へ排煙される。

【機能要件】

No.	要件
1	コンテンツは 360° 全天球映像として再生すること
2	ユーザーは頭部の回転により自由に視点を変更できること (3DoF 以上)
3	コントローラ操作は不要とし、視聴に集中できる設計とすること
4	各コンテンツの開始前に、各活動の概要説明をテキスト及びナレーションで表示すること

エ コンテンツの映像は、災害現場の映像などを参考に可能な限りリアリティを追求するとともに、映像品質としても高精細（片目あたり 1,832×1,920 程度以上）とし、フレームレート原則 60fps 以上（端末の性能・設定により変動する場合は、発注者と協議の上で最適化方針を定める。）とすること。

オ コンテンツの具体的な内容については、概要案を作成した上で、事業担当と協議し決定すること。また、コンテンツ制作の各段階で細かく進捗を報告し、イメージにずれが生じないようにするとともに、修正が必要な場合は速やかに対応すること。

カ 画面構成は、タイトル画面でモード（危険現象体験モード、災害状況把握モード、活動対比モード等）を選択した上で、各モード内のコンテンツを選択するものとする。

キ 当局が指定したコンテンツに対し、パスワード等による視聴制限を実施できる機能を有すること。視聴制限の対象（モード単位、コンテンツ単位）、設定、解除手順、初期パスワードの取扱い要領を操作マニュアル等に記載すること。

ク VR コンテンツに触れたことがない職員でも容易に操作できるよう、ユーザーインターフェースや操作方法などを工夫すること。

ケ 受注者は、コンテンツの作成・検証に必要な範囲に限り、当局に対し資料、データ、図面、写真等（以下「提供資料」という。）の提出または提示を求めることができる。受託者は、提供資料を本業務の遂行目的の範囲内でのみ使用し、目的外利用、複製・改変の拡散、第三者への提供または開示を行ってはならない。受託者は、成果物の納入後、当局の指示に従い提供資料（複製物、バックアップ、作業用媒体、クラウド上の保管データを含む。）を速やかに削除または廃棄し、当局が求める場合は削除・廃棄を証する報告（削除証跡、手順、対象一覧等）を提出すること。

コ 受注者は、コンテンツ内容について当局が行う内容確認・校正の結果に基づき、当局の指示する修正（表現調整、仕様適合のための改修等）を実施すること。修正対応は、成果品の納入完了まで当局が必要と認める回数、合理的な範囲で行うものとする。

(2) 視聴機器の整備

受注者は、「7 業務内容（1）」で作成したコンテンツを視聴できるよう VR ゴーグル等の機器を整備すること。

ア PC 操作や専用機材等の設置が不要なスタンドアローン型として、VR ゴーグルのみで体験、運用できるものとする。

イ コントローラ（当該コンテンツ体験にあたり必要の有無にかかわらず）や充電ケーブル、電源アダプタ等の付属品を含むものであること。

ウ VR ゴーグルは52セット（50セット+予備2セット）整備し、全て新品で同一の製品とすること。

エ 本システムの操作マニュアルを作成し、納入時に当局職員に対して操作説明を実施すること。

オ ミラーリング機能により体験者の映像を外部のモニターで確認できること。ミラーリング方式は無線及び有線方式とし、必要機材（ケーブル、変換アダプタ、送受信機器、設定手順等）は受注者が提案し、発注者と協議の上で決定すること（必要機材は26セット準備。なお、外部モニター本体は本調達に含まない）。

カ VR ゴーグルはセットアップを完了し、「7 業務内容（1）」で作成したコンテンツを導入した状態で納入すること。

キ 納入後は動作確認として各機器、各コンテンツの起動確認、終了確認及び正常動作確認を行うこと。なお、動作確認において不具合などが発生した場合は、問題解決のため速やかに対応し、正常な動作確認を完了させること。

ク 機器等の調達を行う前に、納入予定機器等の一覧表を作成し、事業担当へ確認すること。その際、各機器の必要性等が容易に理解できるような記載とすること。

ケ 以下の性能諸元以上の性能を有すること

ストレージ	128GB
S o C	Snapdragon XR2 Gen2
R A M	8 GB
ディスプレイ解像度	3,664×1,920（片目 1,832×1,920）
最大リフレッシュレート	90Hz
視野角	水平 96° / 垂直 90°
バッテリー駆動時間	2 時間
接続端子	USB-C
ヘッドトラッキング方式	インサイドアウト
ネットワーク接続	Bluetooth 5.2、Wi-Fi 6E

(3) 実施計画書の提出、進捗報告・定例打合せの実施等

ア 本業務の受注後速やかに、業務の実施内容、スケジュール、実施体制、想定課題・

- リスク、情報セキュリティ管理体制等を記載した実施計画書を作成し提出すること。
- イ 契約締結後2か月間は月2回以上、その後は月1回以上の定例打合せを実施し、本業務に係る作業の進捗状況、コンテンツ内容の調整、発生した問題点・リスク等について報告、共有すること。
- ウ 業務の実施状況については、当局が契約締結後に指定する様式により業務実施報告書として取りまとめ、成果品の一つとして納入すること。

8 成果品

(1) VR コンテンツ

- ア 危険現象体験モード
- イ 災害状況把握モード 想定建物2種類以上かつそれぞれについて2パターン以上
- ウ 活動対比モード 2コンテンツ以上
- エ 各コンテンツはVRゴーグルに導入された状態で納入するものと、データとして納入するものの2種類とする。なお、危険現象体験モードにおけるRC建物の火災現場再現コンテンツは、データ形式をMP4とし、DVDまたはUSBにて10本納品すること。
- ※「データとして納入」する成果物の範囲（例：実行ファイル、インストールパッケージ、設定ファイル、動画データ、素材データ等）、データ形式、保存媒体、再導入手順は発注者と協議の上で決定する。

(2) VR コンテンツ視聴環境・機器

- ア 以下52セット
- (ア) 「7 業務内容(2)」に示すVRゴーグル本体（同一社製コントローラ含む）
- (イ) 家庭用コンセントから充電可能な充電ケーブルおよび電源アダプタ（必要な場合）
- (ウ) コントローラ用電池及びその予備電池2回分（コントローラが電池駆動の場合）
- (エ) 本体、コントローラ及び(イ)充電ケーブルをまとめて収納可能なケース（耐衝撃性を有する物）
- (オ) 本体に装着可能なシリコン製フェイスカバー
- イ モニターに映像出力可能なケーブル（5m以上、出力端子はHDMI）26セット
- ※無線方式に別途機材が必要な場合は、同等の確認環境を26セット分用意すること。

(3) 操作マニュアル（紙媒体1部、電子媒体1部）

(4) システム構成表（紙媒体1部、電子媒体1部）

(5) 業務実施報告書

9 納入場所

大阪市消防局

住所：大阪市西区九条南1丁目12番54号

ただし、一部の成果品については、納入場所として大阪府内の関係拠点（消防訓練施設、消防署等）を指定する場合がありますので、事業担当の指示に従うこと。

10 再委託等の取扱いについて

- (1) 業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、当局の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、上記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により当局の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、当局は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと当局が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- (5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

11 その他

(1) 成果品の利用及び著作権

ア 受注者は、本委託業務の成果物に対する著作権法に規定する権利を当局に無償で譲渡するものとする。ただし、本委託業務の開始前に受注者が有していた汎用的なシステム基盤等の著作権は、受注者に留保する。また、当局が加工または二次利用できるものとし、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

イ 受注者は、本委託業務の成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証することとし、紛争等が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

(2) 補足事項

ア 本業務の実施に必要な、コンテンツ作成、機器の購入、設定及び輸送、並びに納品等にかかる全ての費用は受注者の負担とする。

イ 本業務の進捗確認、品質担保等を行うため、第三者の事業者が本業務に係る資料の閲覧や打合せへの参加を行う場合があるので、事業担当からの指示にしたがって当該事業者へ誠実に協力すること。

ウ 受注者は、成果品の納入に先立ち、VR訓練システムが仕様書及び当局の指示に適合し、正常に動作することを確認するための試験（以下「事前試験」という。）を実施すること。事前試験は事業担当の指定する時期、環境、方法にて実施することと

し、事前試験により判明した不具合は受注者の責任と費用負担により修正し、必要な再試験を行ったうえで納入すること。

エ 応札に当たっては本仕様書を十分に検討し、疑義のある場合（同等品での応札の可否を含む）は、質問期間内に指定の方法によりよく質問し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当局の解釈によるものとする。

オ その他、業務実施にあたって疑義等が生じた場合は、速やかに事業担当へ報告し、対応について指示を仰ぐこと。

12 担当

総務部情報システム課（DX推進）

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者及び受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例 第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（消防局企画部企画課）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者（消防局企画部企画課）に報告しなければならない。

【消防局企画部企画課 連絡先：06-4393-6207】

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由無く公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：請負者）

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。